

平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年
(ワ)第287号, 平成28年(ワ)第79号, 平成29年(ワ)第408号,
平成30年(ワ)第878号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3311名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

(丙387~389号証)

令和3年12月6日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士	辰	田		淳	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 387	大飯発電所3・4号炉 原子炉建屋 他の基礎地盤及び 周辺斜面の安定性 評価について	写し	H27. 3. 13	被告関西電力 株式会社	被告関西電力株式会社が、大飯 発電所3号機及び4号機の原子 炉建屋他の基礎地盤について、 基準地震動に対して十分な安定 性を有していることを確認する ために実施した安定性評価の内 容
丙 388	原子力発電所耐震 設計技術指針 JEAG4601-2015 (抜粋)	写し	H28. 3. 30	一般社団法人 日本電気協会 原子力規格委 員会	基礎地盤の安定性評価に関し、 局所安全係数は有限要素法にお ける個々の要素の局所的な破壊 に対する一指標にすぎず、局所 安全係数1.0以下の要素が連続し てすべり面を形成しない限り、 基礎地盤全体のすべり破壊とは 直接結びつかないとされている こと なお、丙388号証は、「原子力発 電所耐震設計技術指針JEAG4601- 2015」から丙202号証と別の箇所 を抜粋したものである。
丙 389	岩盤の原位置一軸 引張り試験に関する 文献調査	写し	H27. 1	白鷺卓 谷和夫 岡田哲実	従来、岩盤の引張強度の調査手 法が確立されていなかったこと